

第10章 罰 則

第34条

第34条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第8条に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する都の公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

趣 旨

1 本条は、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを提供することを処罰するものである。

個人情報の保有は、実施機関による適正な都政の遂行、個人に対する的確な行政サービスの提供にとって不可欠なものである。他方、近年、実施機関における個人情報の電子計算機処理が急速に進展する中で、個人情報の漏えい等は、個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるだけでなく、都民の実施機関における個人情報の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正な都政の遂行に重大な支障を生じさせるおそれもある。このため、本条は、一般的な守秘義務違反の罪（地方公務員法第60条第2号等）よりも重い罰則を適用するものである。

2 構成要件

（1）「実施機関の職員若しくは職員であった者、第8条に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する都の公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者」

受託事務等の従事者等を処罰の対象とするのは、実施機関が事務事業の実施に関し個人情報の取扱いを委託等している場合、個人情報の保護を徹底するには、受託事務等の従事者等に対しても、実施機関の職員と同様の厳しい規律を確保する必要があるためである。

過去に「職員であった者」及び「従事していた者」をも処罰の対象とする理由は、職を辞め、あるいは業務に従事しなくなった場合においても、在職又は従事中に取得した個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理された保有個人情報の保護の必要性に変わりがないからである。

（2）「正当な理由がないのに」

本条の罪は「正当な理由がないのに」提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。

(3) 「保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」

ア 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備しているものをいう。

「保有個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、電子計算機を用いて検索することができるように、一定の基準に基づいて個人情報が集められたもの（以下「電子計算機処理された個人情報ファイル」という。）をいう。電子計算機処理された個人情報ファイルを対象としたのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反より厳しく処罰することとしたものである。

イ 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」と規定することにより、電子計算機処理された個人情報ファイルの記録媒体が複製又は加工されたものも本条の罪の対象となることを明確にしている。

「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有の光ディスクに複製することなどが想定される。

また、「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ変えることや、選択的に抽出することなどが想定される。

なお、加工したのも、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

(4) 「提供」

電子計算機処理された個人情報ファイルを第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えばネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して、電子計算機処理された個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作させることも含まれる。

また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

3 具体例

本条の罪の典型例としては、職員等が個人の秘密が記録されているデータベースを光ディスク等の記録媒体に複製して、不正に譲渡した場合が考えられる。

4 他罪との関係

本条の罪と他罪との関係は、次のとおりである。

(1) 本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員等である場合、地方公務員法の秘密漏洩罪（地方公務員法第60条第2号）等と本条の罪は、講学上の法条競合（特別関係）の関係と考えられ、本条の罪が成立するときは地方公務員法等の秘密漏洩罪は成立しない。

(2) 個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理された個人情報ファイルは、通例では、業務に関して知り得た保有個人情報を含むため、そのような電子計算機処理された個人情報ファイルを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、本条と第35条との観念的競合となる。

(3) 第36条の罪を犯して実施機関の外部から収集したものは、本条の電子計算機処理された個人情報ファイルには該当しないことから、これを他に提供しても本条の罪とはならない。

一方、第36条の罪を犯して実施機関の内部にある電子計算機処理された個人情報ファイルを収集し、これを他に提供した場合は、本条の罪も成立し、両罪は併合罪となる。

第35条

第35条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

趣旨

1 本条は、前条に規定する者が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰するものである。

2 構成要件

(1) 「その業務に関して知り得た保有個人情報」

「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。

保有個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、本条においてはその内容・形態は問うていない。

(2) 「保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」

本条の罪の対象は、個人の秘密に限られず保有個人情報と広いが、提供行為のうち、当罰性の高い行為である不正な利益を図る目的で行われるものに限定している。

「提供」は、第34条と同義である。

「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、保有個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

3 具体例

本条の罪の典型例としては、実施機関の職員が、許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を、名簿業者に売却した場合などが考えられる。

4 他罪との関係

本条の罪と他罪との関係は、次のとおりである。

(1) 本条の罪の対象となる実施機関の職員が一般職の地方公務員等である場合、保有個人情報のうち個人の秘密に該当するものを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供した場合は、地方公務員法の秘密漏洩罪等との観念的競合となる。

(2) 第36条の罪を犯して保有個人情報に該当する個人の秘密を収集して、その秘密（保有個人情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、両罪は併合罪となる。

第36条

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

趣旨

1 本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものである。

2 構成要件

(1) 「実施機関の職員がその職権を濫用して、収集したとき」

「実施機関の職員」とは、第2条第3項と同義である。

本条は職権の濫用を要件としていることから、受託業務等の従事者を対象としていない。

「職権」とは、実施機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。ここでいう「職権を濫用して、収集」するとは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。

「収集」とは、文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と、人を介しないで、電子計算機等から収集する場合の両方を含む。複数の職員が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。

(2) 「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんど全てが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

(3) 「個人の秘密」は、第34条と同義である。

3 具体例

本条の罪の典型例としては、職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合が考えられる。

4 他罪との関係

公務員職権濫用罪（刑法（明治40年法律第45号）第193条）との関係については、同罪は、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害することを構成要件としているため、公務員がその職権を濫用して、人を介しないで収集する場合は同罪の対象とならない。人を介して収集する場合は、同罪の対象となり得る。後者の場合、同罪と本条の罪は観念的競合となる。

第37条

第37条 第25条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

趣旨

本条は、条例第25条第4項の守秘義務規定に違反した審査会委員に対する罰則について定めたものである。

第38条

第38条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

趣旨

- 1 本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すものである。
- 2 「偽りその他不正な手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして、他人の情報の開示を受けることなどである。
- 3 本条の「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。
保有個人情報の開示に当たって、適正な権利行使を担保することが本条の保護法益であり、また、保有個人情報の中には個人の秘密に係らないものもあることから、刑罰ではなく、秩序罰（過料）としたものである。

運用

過料の処分に関する手続については、地方自治法第255条の3の定めがある。